

八王子消化器病院ニュース

第81号

医療法人財団 中山会

八王子消化器病院

— 患者様のための医療 —

日本医療機能評価機構認定病院

〒192-0903 東京都八王子市万町 177-3

TEL : 042-626-5111

www.hachiojishokaki.com

制作 (株) 教育広報社

おおり

HACHIOJI DIGESTIVE DISEASE HOSPITAL NEWS



年頭のご挨拶 — 追憶 —

八王子消化器病院 理事長 原田 信比古

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス感染症も感染症法上の5類に移行し、はじめは恐る恐る緩和してきた行動の自粛や規制も年末には、ほぼ完全に撤廃された感がありました。『さあ、今年はどういうような1年になるのだろうか』と期待をもつて迎えた正月でしたが平穏も束の間、皆様ご承知のように甚大な被害をもたらした「能登半島地震」と、それに続く「羽田空港衝突事故」という未曾有の天災・人災で始まりました。目を追うごとに明らかになっていく被害に対し、震災ならびに航空機事故によつて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますと共に、ご家族や被災された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

私は、元日の地震、2日の事故ともに第一報のニュース速報からずつと報道を見ておりましたが、あまりに悲惨な現実の連続に正月三が日は茫然としておりました。地震発生直後、震災関連の映像は、あまり多くはありませんでしたので、むしろ記憶に鮮明に残ったのは航空機事故の方でした。中継されているテレビ画面の機内に火の手が回り、窓の内側から炎が見えた時には(直後は、乗客の安否が報じられていませんでした)とてこの世のこととは思えず、一時はどうなることかと案じていました。その後「乗客乗員は全員脱出」との速報が流れ

た時には、安堵と共に一瞬耳を疑いました。しかし、後に機内の脱出までの恐怖の時間が、様子が克明に報道されると、これは決して「奇跡」ではなく、日頃のスタッフの高度な訓練と心構え、乗客の理性によって「ひとここまできて出来る」ということを教えられたような気がしました。機材の損傷で機長や上司と連絡が取れなくても各客室乗務員(CA: Cabin Attendant)が、どのドアを開放するかしないかを判断し、適切なタイミングで乗客を誘導し、最善を尽くした結果が最高のかたちで表れたのだと思います。

一方、能登半島地震については2011年の東日本大震災の時と比べ、素人目にも明らかに対応が遅いような気がします。地理的な状況や当事者にしか分らない様々な要因があることは理解できますが「非常事態宣言」が発出されたのは地震発生から5日後、そして今なお被害の全容がつかめず、支援も行き届いていないと聞いています。行政の危機管理に対するスピード感が問われているのだと思います。

年明けに起きた2つの大災害は天災と人災、規模の違いはありますが、日頃からの「危機」に対する意識の差が根底にあるのではないかと感じております。私たち医療従事者は、災害や事故の際には真っ先に体制を整

えて患者を受け入れ、治療を開始しなければなりません。また、支援が届かない中でも可能な限り業務を遂行できるように防災対策は勿論、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、あの航空機のCA達のような危機意識を常にもつて業務にあたるのが肝要であると思います。

写真の陶製の「鹿」は「追憶」と題して作られた宮本果林氏の作品で、2020年に久江孝二・典子夫妻から病院へ寄贈されたものです。作者は、東日本大震災や水害など大変な被害に遭われた方々を想い、それらの大変だったことを追憶しながらも、前を向いて進んでいこうという希望を込めて製作されたそうです。鹿の表面の古い皮膚の一部が殻のように割れて剥がれ落ち、その下には再生する生命を象徴する植物の緑や花が見え、困難を乗り越える生命の力が感じられます(本紙第67号・2020年7月・久江孝二氏寄稿より)。当作品は、病院ロビーのピアノ横に展示しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

本年もよろしく願ひ申し上げます。

宮本果林作 「追憶」



院内探訪 2
～私たちの取り組み～

共につくろう「医療安全」①

医療安全管理室主任
医療安全管理者
小川 麻美

皆様は「医療安全」という言葉を聞いたことがありますか？この言葉に対し関心が高まったのは、1999年に発生した大学病院での手術患者の取り違い事故がきっかけです。それから全国の医療機関において、医療安全の概念・対策が急速に普及していきました。それでは「医療安全」とは、どのような内容を指すのでしょうか。それは「医療における安全と信頼を保証し、患者を守るための活動全般」とされています。医療現場においては、医療者の不注意等が単独または重複することによって望ましくない事態を引き起こし、患者の安全を損なう結果となりかねません。そのため、日常診療や業務の中に確認項目を設ける等して、医療事故を未然に防ぐ仕組みづくりが重要です。

当院では、基本方針の一つに「安全・安心な医療環境」を掲げており、その実現のために様々な取り組みを行っています。その中でも、全職員から提出される医療安全報告書に基づいた改善活動に特に注力しています。報告される内容の多くは「有害事象は発生していないが、医療行為や業務の過程に何らかの誤りがあった」というものです。そのような内容の報告が活発になされていることは、職員一人ひとりの安全意識が高いこと、表れであると思います。加えて、当院で

は安全文化の更なる醸成を目指して「医療行為等の過程で誤った事象が発生する前に気づき、未然に防止できた事例」の報告件数の増加にも取り組んでいます。当院における医療安全管理の体制および諸活動について、本号および次号の2回に亘って、ご紹介いたします。

（医療安全管理体制）

医療機関においては、医療安全を確保するための体制（医療安全管理体制）づくりが関係諸法令によって定められており、当院では医療安全管理室と医療安全管理委員会を中心に医療安全管理体制を整備しています。

（医療安全管理室）

医療法では、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施、その他の医療の安全を確保するための措置を講じなければならないことが示されています。

当院では、この規定に基づき組織横断的な医療安全対策の推進を目的として、病院長直轄の医療安全管理室を設置しています。同室は、医療安全管理者・医薬品安全管理責任者・医療機器安全管理責任者で構成されています。

・医療安全管理者

医療安全管理者は、厚生労働省の定める所定の研修を受講し十分な知識を有すると認められた職員に対し、病院長が任命します。役割は、安全管理に関する体制の構築に参画し、委員会等の活動の円滑な運営を支援することです。また、医療安全に関する職員への教育・研修、情報収集・分析および対策立案、事故発生時の初動対応および再発防止策の立案、発生予防等にも取り組んでいます。

・医薬品安全管理責任者

医薬品に関する安全管理体制を確保するため、所定の研修を受講した職員を医薬品安全管理責任者（薬剤師）として配置しています。役割は、医薬品安全使用のための研修の実施、業務手順書の作成・改訂および、それに基づく業務の実施、安全使用のための情報収集等です。

・医療機器安全管理責任者

医療機器に関する安全管理体制を確保するため、医療機器安全管理責任者（臨床工学技士）を配置しています。役割は、医療機器の安全使用のための研修実施、医療機器の保守点検計画の策定および実施、安全使用のための情報収集等です。

（医療安全管理室の活動内容）

医療安全管理室では、主に①医療安全管理に関する規程やマニュアルの作成・改訂②職員に対する医療安全教育活動③各部署から提出される医療安全報告書の収集・精査④医療安全管理委員会を使用する資料の作成および保管等を行っています。

ます。また、⑤医療安全管理に関するミーティングを毎週開催しています。ここでは、上述の各メンバーが参加し医療安全報告書の分析、再発防止策の立案や医療安全管理委員会への問題提起等を行っています。更には、⑥医療安全対策地域連携活動における他院との連携⑦院内安全ラウンドも担当しています。

（教育活動）

医療安全管理室では、各管理者が関連学会や勉強会へ積極的に参加しています。そして、そこで得た知見を医療安全管理委員会での報告会や年2回開催の全職員対象の研修会にて伝達しています。また、毎年の新入職者オリエンテーションでは医療安全管理の概念や医療安全報告書の提出方法等をレクチャーする等して、医療安全に関する知識等の病院全体でのボトムアップに繋がっています。

（医療安全対策地域連携活動）

2018年度の診療報酬改定において、医療安全対策に関する医療機関間の連携を評価する医療安全対策地域連携加算が新設されました。医療機関同士の情報交換や実態調査および、それに基づく改善活動を通じて地域全体の医療安全体制の強化を図るというもので、当院は日野市立病院と連携しています。この活動により連携病院の医療安全管理を学ぶことができ、また評価を受けることで自院の改善点等が明確化されるようになりました。

（院内安全ラウンド）

組織全体で医療安全活動を推進していくためには、各部署で実際にどのような取り組みがなされているのかを確認する

〈医療安全管理委員会 院内安全ラウンドチェックシート〉

【看護安全チェック表】

ラウンド実施日: 年 月 日

ラウンド実施者	医師	医療安全管理者	薬剤師	看護師	医療安全推進者
確認事項					
■ 医師・看護師・理学療法士・作業療法士・PT・OTとの連携を確保しているか - ペットサイドでの連携や患者移動時の安全に留意しているか - 患者に「名前を覚えてもらおう」「名前を呼ぶ」「名前を呼ぶ」で確認しているか	A	B	C		
■ 患者の病状にオーダー薬と薬剤をそれぞれ確認しているか - 処方しない薬・薬剤・量・剤形・剤形が間違っているか	A	B	C		
■ 症例報告システムへの登録が完了しているか - 電子カルテ・看護記録の入手が完了しているか	A	B	C		
■ 院内感染リスクの観点から必要に応じて感染対策が実施されているか - 患者の移動時に必要に応じて感染対策が実施されているか	A	B	C		
■ ペット飼育の観点から、NGOの動物は適切であるか - ペット飼育は必要・制限されているか - NGOの動物 患者の病状に合わせた処置が実施されているか	A	B	C		
■ 患者の病状に合わせた処置が実施されているか - 医師からの指示と薬剤師の指示が一致しているか - 薬剤師からの処方内容が医師の処方と一致しているか - 処方内容が患者の状態に適切であるか	A	B	C		
■ 看護記録の更新が適切に行われているか - 医師からの指示と看護記録が一致しているか - 看護記録の更新が適切に行われているか	A	B	C		
■ インスリン・ヘパリンのバイアルは適量確保が確認されているか - バイアル・インスリンの残量を定期的に確認しているか	A	B	C		
■ 院内感染対策として、手洗い・消毒が適切に行われているか - 手洗い・消毒の回数・時間が適切であるか	A	B	C		
■ 院内感染対策として、患者の移動時の感染対策が実施されているか - 患者の移動時に必要に応じて感染対策が実施されているか	A	B	C		

看護安全ラウンドチェックシート

〈医療安全管理委員会 院内安全ラウンドチェックシート～患者確認～〉

【医事課】

ラウンド実施日: 年 月 日

ラウンド実施者	医師	医療安全管理者	薬剤師	看護師	医療安全推進者
確認事項					
■ 医師・看護師・理学療法士・作業療法士・PT・OTとの連携を確保しているか - ペットサイドでの連携や患者移動時の安全に留意しているか - 患者に「名前を覚えてもらおう」「名前を呼ぶ」「名前を呼ぶ」で確認しているか	A	B	C		
■ 患者の病状にオーダー薬と薬剤をそれぞれ確認しているか - 処方しない薬・薬剤・量・剤形・剤形が間違っているか	A	B	C		
■ 症例報告システムへの登録が完了しているか - 電子カルテ・看護記録の入手が完了しているか	A	B	C		
■ 院内感染リスクの観点から必要に応じて感染対策が実施されているか - 患者の移動時に必要に応じて感染対策が実施されているか	A	B	C		
■ ペット飼育の観点から、NGOの動物は適切であるか - ペット飼育は必要・制限されているか - NGOの動物 患者の病状に合わせた処置が実施されているか	A	B	C		
■ 患者の病状に合わせた処置が実施されているか - 医師からの指示と薬剤師の指示が一致しているか - 薬剤師からの処方内容が医師の処方と一致しているか - 処方内容が患者の状態に適切であるか	A	B	C		
■ 看護記録の更新が適切に行われているか - 医師からの指示と看護記録が一致しているか - 看護記録の更新が適切に行われているか	A	B	C		
■ インスリン・ヘパリンのバイアルは適量確保が確認されているか - バイアル・インスリンの残量を定期的に確認しているか	A	B	C		
■ 院内感染対策として、手洗い・消毒が適切に行われているか - 手洗い・消毒の回数・時間が適切であるか	A	B	C		
■ 院内感染対策として、患者の移動時の感染対策が実施されているか - 患者の移動時に必要に応じて感染対策が実施されているか	A	B	C		

【コメント】

A: 実施出来ている (積極的に適切な改善項目が見つかる)

B: 実施出来ていない (部分的に実施されている)

C: 実施出来ていない (改善の観点から実施が必要)

患者確認チェックシート

ことが重要です。その一つの手段として、当院では医療安全管理室と医療安全管理委員会のメンバーによる院内安全ラウンドを定期実施しています。同ラウンドは、各部署での業務手順の遵守や医療安全活動・再発防止策の実施・継続状況等を、リストをもとに様々な視点で巡回チェックするものです。主には、看護部(外来・病棟)に焦点を当てた「看護安全ラウンド」

と医療安全の基本となる「患者確認」のチェックシートを使用しています。院内安全ラウンドを実施することで、各部署の問題点や改善項目が明確化されると共に、その結果は医療安全管理委員会や全職員研修会を通じてフィードバックしてきます。また、同ラウンドに参加したメンバーからは「他部署でも導入するよう働きかけたい」「患者確認に際しての他部署での工夫等が上がっています。この取り組みを継続実施することが、職員一人ひとりの安全意識の向上に繋がっていると考えます。」

医療安全は、私たち医療者の取り組みに加え、患者の皆様の協力を得て共につくっていくものと

「患者確認」の工夫等が上がっています。この取り組みを継続実施することが、職員一人ひとりの安全意識の向上に繋がっていると考えます。」



↑ 院内安全ラウンドの様子

正しい患者に正しい医療を提供することは、全ての医療行為の原則であり、患者確認が医療安全の基本と

考えています。そのため、当院では「患者参加型の医療安全」を推進しています。行政等のとりまとめた医療安全の統計では、苗字のみで患者確認をしたことが原因で誤りに繋がった事例が多く報告されています。例えば、看護師が患者「加藤様」に対し誤って「佐藤様ですね」と尋ねたところ「そうです」と返事をしたことから、患者を取り違えて何らかの医療を提供してしまったという事例です。当院では、このようなケースを防止するために患者の皆様をフルネームで確認しています。受診に際し「お名前を教えてくださいいただけますか？」と聞かれたことがあるかと思いますが、これは患者誤認防止活動の一環として全職員で取り組んでいるものです。患者の皆様にも医療安全活動に参加してもらえよう、診察室や検査室等にポスターを掲示しています。

患者の皆様へ お名前を教えてくださいませんか？

当院では、診察・検査・注射・会計などの際に患者の皆様へお名前を名乗って頂くことでご本人の確認をしています。
※誤認防止のためご協力をお願いいたします。



今回は、医療安全管理室の活動内容を中心に、ご説明いたしました。
「お名前を教えてくださいませんか？」
少し煩わしいかもしれませんが、医療安全を共にしていくため、ご協力をお願いいたします。

なります。そのため上述の活動の外、診察券や入院中のリストバンドによる患者確認を徹底しています。また、点滴投与に際しては氏名を名乗っていただくと同様にリストバンドの氏名確認、バーコードシステムを用いたチェックを行うことで患者の誤認防止に努めています。

みんなちがって、みんないい
障害者差別解消法について

事務長 大津 行博

「そちらの病院は、盲導犬を連れて受診できますか?」と、お問い合わせの電話がありました。回答に戸惑っている「身体障害者補助犬法をご存じですか?」とのこと。声の主の受診日までの間、にわか仕込みで調べてみますと身体障害者補助犬法には、このように定められています。

「不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。」

その方は、視覚障害のある方や盲導犬について診察の合間に色々とお話をいただきました。例えば「視覚障害のある方をガイドする際は、肘の上を軽く持つてもらい半歩前を歩くようにする」「盲導犬は、障害物を避けたり段差を教える等、安全に歩くためのサポーターであり、目的地までの道順はユーザー自身で把握し、指示する必要がある」「盲導犬になるためには、1歳頃から合格率3〜4割の厳しい訓練を受け、その後10歳前後でユーザーと別れて引退してしまふ」等です。因みに、盲導犬として最も活躍している犬種はラブラドル・レトリバーで、その理由は大ききや力加減に加え、見た目の可愛らしさもあるそうです。
「異常なし」の検査結果に、非常に安

心された様子で「体調が優れない時には、また受診します」と、その方は笑顔で帰宅されました。なお、受診に際し私がして差し上げたことは、診察室から検査室までの誘導のみでした。その間、盲導犬は大人しくロビーで待機し、帰り際に「やっと理解してくれたね」という眼差しでチラッと私を見上げました。当初の電話での戸惑いが少し恥ずかしく思いつき出されると共に、小さな一歩で大きな学びを得たと実感しました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を、ご存じでしょうか。この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年6月に制定されたものです。2024年4月1日に施行される改正法にて、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを受け、医療機関での対応等について「医療関係事業者向けガイドライン(2016年1月・厚生労働省)」をもとに解説いたします。

(対象となる障害者等)

対象となる障害者等は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされており、

障害者手帳を持っている方だけに限りません。

(対象となる医療関係事業者)

病院、診療所、助産所、調剤薬局等が対象となります。

(不当な差別的取扱いの禁止)

障害のある方に対し、正当な理由なく障害を理由としてサービス等の提供を拒否する、または提供に当たつて場所や時間等を制限する、障害のない方には付さない条件を付ける等は禁止されています。但し、障害者、事業者、第三者の権利利益保護の観点から、正当な理由があると客観的に判断される場合は除かれます。なお、その場合にも障害のある方に理由を説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。

(合理的配慮の提供)

障害のある方から、社会的な障壁を取り除いてほしいとの意思が示された場合、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、必要かつ合理的な配慮を講ずることが事業者に求められます。なお、本人の意思表示が困難な場合に、家族や介助者等が補佐して行う場合も含まれます。合理的配慮の内容は場面・状況により異なることから、事業者は障害特性等について予め確認したうえで、円滑かつ柔軟な対応を検討する必要があります。

(合理的配慮と考えられる例)

○基準・手順の柔軟な変更
・障害特性に応じてルール等を柔軟に変更する(患者の希望に応じた場所で診察を待ってもらう等)。

○物理的環境への配慮

・段差にスロープを設置する。トイレ等をバリアフリー化・オストメイト対応にする。

○補助器具・サービスの提供

〈情報提供等についての配慮や工夫〉
・目線を合わせて会話を。身振りや手話、文書の読み上げ、筆談、図解等による分かりやすい説明をする。
〈建物や設備についての配慮や工夫〉
・標示物や案内図等の配色を工夫する。
・絵記号や色別の案内表示等を設ける。
〈コミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫〉
・院内放送を文字化したり、電光表示板を用いたりする。

〈職員同士での連絡手段の工夫〉

・患者から申出のあつた障害特性等の情報をスタッフ間で共有し、対応に活かす。

障害者差別解消法の理念を実現するには、一人ひとりの理解と適切な配慮が不可欠です。例えば申出に応じることが困難な場合であっても、障害のある方と事業者が対話を通じて代替手段を見つけていく等、理解し合うことが肝要です。当たり前のことを当たり前にできる病院であるため、小さな一歩に日々取り組んで参ります。

鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがって、みんないい。

金子 みずぶ